

令和6年度 世良田小学校PTA

定期総会資料

目 次

1 議 事

(1)令和5年度事業報告・活動報告	P1
(2)令和5年度決算報告・会計監査報告	P2
(3)令和6年度本部役員案	P3
(4)令和6年度事業方針案	P4
(5)令和6年度予算案	P5

2 資 料

(1)令和6年度 役員一覧	P6
(2)世良田小学校PTA会則・運営細則	P7～P9
(6)慶弔規定	P10
(7)防犯パトロール実施マニュアル	P11～P12

令和5年度 P T A本部事業報告

月 日	主 な 事 業 内 容	備 考
4月6日	太田市P T A連合会南ブロック役員会	沢野行政センター
4月8日	R 3 第2回新旧本部役員会議・R 4 第1回本部役員会	世良田小
	尾島地区手をつなぐ育成会本部役員会	世良田小
4月21日	P T A資源回収打合せ・第2回本部役員会	世良田小
5月20日	令和5年度太田市P T A連合会定期総会	尾島生涯学習センター
5月27日	P T A資源回収	資料館駐車場
6月2日	第3回P T A本部役員会	世良田小
6月11日	東毛地区P T A指導者研修会	邑楽町中央公民館
6月20日	第1回太田市P T A会長会	鳥之郷行政センター
6月25日	第1回太田市家庭教育委員会	尾島生涯学習センター
8月20日	第2回太田市家庭教育委員会	九合行政センター
9月2日	P T A奉仕作業	世良田小
9月2日	第4回P T A本部役員会	世良田小
9月30日	世良田小運動会協力（本部役員）	世良田小学校
10月24日	第2回太田市P T A会長会	鳥之郷行政センター
11月2日	県P T A連合会家庭教育研究集会	県生涯学習センター
	第1回推薦委員会	世良田小
11月11日	第5回P T A本部役員会	世良田小
11月20日	太田市P T A連合会会員研修会	エアリスホール
12月3日	第4回太田市家庭教育委員会	社会教育総合センター
	第2回推薦委員会	世良田小
2月1日	太田市P T A連合会南ブロック役員会	沢野行政センター
2月4日	第5回太田市家庭教育委員会	社会教育総合センター
1月9日	R 5 第1回新旧本部役員会議	世良田小
3月7日	世良田小P T A総委員会	世良田小
3月22日	卒業式	世良田小
3月24日	令和5年度会計確認作業	世良田小
3月25日	令和5年度会計監査	世良田小
4月8日	入学式	世良田小
4月8日	R 5 第2回新旧本部役員会議・R 6 第1回本部役員会	世良田小

令和5年度 活動報告（各委員会・会員等）

月 日	主 な 事 業 内 容	備 考
4月22日	令和5年度P T A定期総会（書面決議）	P T A会員
4月28日～5月31日	P T A会費集金（地区委員）	各地区P T A会員より
4月22日	P T A資源回収打ち合わせ（文化厚生委員会）	世良田小
5月17日	P T A専門部会（委員長等選出）	世良田小
5月28日	P T A資源回収（文化厚生委員会）	P T A会員
6月8日	交通安全教室協力（校外生活委員会）	世良田小
7月6日	P T A広報「はばたき」129号発行（広報委員会）	P T A会員へ
9月3日	P T A奉仕作業	P T A会員
9月25日	世良田小運動会協力（学年委員・地区委員）	世良田小
11月11日	第1回推薦委員会（各委員長・学年委員長）	世良田小
12月18日	第2回推薦委員会（各委員長・学年委員長）	世良田小
3月16日	総委員会（専門委員長・学年委員、地区委員）	世良田小
3月22日	P T A広報「はばたき」130号発行（広報委員会）	P T A会員へ

令和5年度 決算報告

				(単位:円)
1 収入の部				備考
項目	予算額	決算額	差引	
会費	384,000	440,250	56,250	会費3,000×131名+職員15名+転入生分
委託金	23,000	23,000	0	市より(人権学習)
	45,000	45,000	0	市より(PTA子育てセミナー)
繰越金	376,042	376,042	0	前年度より
その他	65,000	131,950	66,950	資源回収より
雑収入	2,000	9,005	7,005	P役員Tシャツ負担金 利息
合計	√895,042	1,025,247	130,205	

				(単位:円)
2 支出の部				備考
項目	予算額	決算額	差引	
本部費	129,000	58,216	70,784	
活動費	466,000	381,204	84,796	
負担金	35,000	29,230	5,770	
慶弔費	30,000	12,073	17,927	
特別会計費	50,000	50,000	0	学校創立周年事業会計
予備費	140,042	0	140,042	
委託金	45,000	45,000	0	
合計	895,042	575,723	319,319	

				(単位:円)
(1)本部費				備考
項目	予算額	決算額	差引	
会議費	16,000	5,919	10,081	
内訳				
会議費	3,000	5,919	-2,919	お茶代
PTA総会費	6,000	0	6,000	
推薦委員会費	7,000	0	7,000	
事務費	12,000	9,737	2,263	
内訳				
印刷費	7,000	6,547	453	トナー代
消耗品・通信費	5,000	3,190	1,810	役員ファイル代、作品応募代
研修会費	50,000	21,140	28,860	安全互助会費+手数料、会長会議参加費
旅費	24,000	9,420	14,580	P役員旅費
市P連活動費	2,000	0	2,000	
記念品費	25,000	12,000	13,000	転退職職員記念品代
合計	√129,000	58,216	70,784	

				(単位:円)
(2)活動費				備考
項目	予算額	決算額	差引	
委員会活動費	108,000	89,564	18,436	
内訳				
広報費	80,000	79,106	894	用紙代 編集費、カラートナー代
文化厚生費	20,000	10,458	9,542	資源回収飲み物
保健体育費	3,000	0	3,000	
校外生活費	3,000	0	3,000	
委員会会議費	2,000	0	2,000	
教育援助費	285,000	251,430	33,570	
内訳				
運動会費	15,000	26,620	-11,620	役員Tシャツ
卒業記念品費	40,000	27,810	12,190	マグカップ代
入・卒式生花代	50,000	47,000	3,000	生花・鉢花・かご花代
学年教育費	150,000	150,000	0	教育援助金
かぜっこクラブ援助費	30,000	0	30,000	活動補助金(中止)
事業費	73,000	40,210	32,790	
内訳				
環境整備費	50,000	17,210	32,790	親子奉仕作業お茶代
研究会費	23,000	23,000	0	人権セミナー講師謝礼、用紙代
合計	√466,000	381,204	84,796	

				(単位:円)
(3)負担金、慶弔費、特別会計費、予備費、委託金				備考
項目	予算額	決算額	差引	
負担金	35,000	29,230	5,770	市P連負担金・ユネスコ等
慶弔費	30,000	12,073	17,927	退任役員記念品代、賞状代
特別会計費	50,000	50,000	0	学校創立周年事業積立
予備費	140,042	0	140,042	
委託金	45,000	45,000	0	
合計	300,042	√136,303	163,739	

3 残高 (収入) (支出) (残高)
 1,025,247 - 575,723 = 449,524 円

449,524 円は、令和6年度予算に繰り越します。

令和6年3月22日
 会計 定方 孝太郎

鈴木 茉莉子

令和5年度会計監査報告

令和5年度の会計監査を実施したところ、諸帳簿等よく整理され、内容が正確に記載されていることを認めたので報告いたします。

会計監査 茂木 香織

笠原 由己子

令和 6 年度 PTA本部役員(案)

役 職	氏 名	地 区	児 童	在 籍	備 考
会 長	須田 麻美	今井	雪羅	5-1	
副会長	定方 孝太郎	今井	鏡香	2-1	
	池田 舞		琉星	6-1	家庭教育
	園部 英子				教 頭
書 記	田野 寿彦	今井	美黎	4-1	手をつなぐ育成会
	六本木知夏子				PTA 担当
会 計	境野 一美	南八	依美瑠	5-1	
	田野辺 恵				PTA 担当
会計監査	鈴木 真梨子	今井	優花	5-1	
顧 問	小沼 俊吉	今井			前会長校
	石川 洋之				長
補導員	小沼 俊吉	今井			

補導員 R5・R6 年度 2年継続 (R7 年度の補導員を R6 に選考)

令和 6 年度 事業方針（案）

- 1 会員相互の理解、協力、親睦を深める。
- 2 学校・地域社会の行事及び教育環境の整備等に協力する。
- 3 市 P 連・県 P 連等、関係団体との連携・協力を図る。

事業計画案

月	主 な 事 業	P T A 活 動
4	・ P T A 定期総会（紙面開催）	◎ 広報
5	・ 市 P 連総会（太田市）	・ 広報「はばたき」の発行
	・ P T A 資源回収	（年 2 回）
6	・ 学校保健委員会参加	・ 運動会協力 1 1 / 9
	・ P T A 広報「はばたき」発行	・ 行事の撮影、記録
7	・ 南ブロック交流会（太田市）	
	・ 公開ケース研究会（太田市）	◎ 総合・学年委員会
8		・ 学年行事への協力
9	・ 親子環境奉仕作業	3 年自転車教室
10	・ 運動会協力 1 1 / 9	6 月 5・6・7 日の 1 日
11	・ 世良田小 150 周年記念行事	2 年まちたんけん
	1 1 / 2 1	* 人が集まらないときに
	・ 世良田小学校人権講演会	・ 学校保健員会（7 月 1 0 日
12	・ 青少年健全育成研究会参加（太田市）	3 月 5 日）参加
	・ 市 P T A 研修会参加（太田市）	・ 運動会協力 1 1 / 9
	・ 県 P T A 大会参加（群馬県）	・ 150 周年記念行事 1 1 / 2 1
1	・ 推薦委員会	・ 人権講演会
	・ 市 P 連合同新年会（太田市）	・ 新役員選出 協力
	・ 新旧本部役員会	
2	・ 学校保健委員会参加	◎ 地区委員会
	・ 学年懇談会	・ P T A 会費集金
3	・ P T A 広報「はばたき」発行	・ 資源回収 5 / 1 8
	・ 総委員会	・ 安全の家 関連
	・ 卒業式	
4	・ 会計監査	
	・ 入学式	
	・ P T A 定期総会	

※本部役員会・専門委員会・総委員会は必要に応じて開催します。

令和6年度 予算(案)

1 収入の部

(単位:円)

項 目	予算額	決算額	増減	備 考
会 費	471,000	440,250	30,750	会費3,000×142名+職員15名
委 託 金	23,000	23,000	0	市より(人権学習)
委 託 金	0	45,000	-45,000	R5市より(PTA子育てセミナー R6なし)
繰 越 金	449,524	376,042	73,482	前年度より
そ の 他	100,000	131,950	-31,950	資源回収より
雑 収 入	2,000	9,005	-7,005	P役員Tシャツ負担金、利息
合 計	1,045,524	1,025,247	20,277	

2 支出の部

(単位:円)

項 目	予算額	決算額	増減	備 考
本 部 費	131,000	58,216	72,784	
活 動 費	466,000	381,204	84,796	
負 担 金	35,000	29,230	5,770	
慶 弔 費	30,000	12,073	17,927	
特別会計費	50,000	50,000	0	学校創立周年事業会計
予 備 費	333,524	0	333,524	
委 託 金	0	45,000	-45,000	R5市より(PTA子育てセミナー)
合 計	1,045,524	575,723	469,801	

(1)本部費

(単位:円)

項 目	予算額	決算額	増減	備 考
会 議 費	18,000	5,919	12,081	
内 訳				
会 議 費	5,000	5,919	-919	用紙代、お茶代
PTA総会費	6,000	0	6,000	資料作成用紙代
推薦委員会費	7,000	0	7,000	用紙代、お茶代
事 務 費	12,000	9,737	2,263	
内 訳				
印 刷 費	7,000	6,547	453	インク代
消耗品・通信費	5,000	3,190	1,810	役員ファイル、作品郵送代等
研 修 会 費	50,000	21,140	28,860	PTA安全互助会費等
旅 費	24,000	9,420	14,580	P役員会議等旅費
市P連活動費	2,000	0	2,000	材料代等
記 念 品 費	25,000	12,000	13,000	転退職職員記念品等
合 計	131,000	58,216	72,784	

(2)活動費

(単位:円)

項 目	予算額	決算額	増減	備 考
委員会活動費	108,000	89,564	18,436	
内 訳				
広 報 費	80,000	79,106	894	カラーインクトナー代、用紙代、編集費
文化厚生費	20,000	10,458	9,542	資源回収作業用品、飲み物代
保健体育費	3,000	0	3,000	
校外生活費	3,000	0	3,000	交通安全教室お茶代
委員会会議費	2,000	0	2,000	補導員協議会会費
教育援助費	285,000	251,430	33,570	
内 訳				
運動会費	15,000	26,620	-11,620	役員Tシャツ等
卒業記念品費	40,000	27,810	12,190	PTA卒業記念品代
入・卒式生花代	50,000	47,000	3,000	生花、鉢花代
学年教育費	150,000	150,000	0	教育援助金
かぜっこクラブ援助費	30,000	0	30,000	活動補助金
事 業 費	73,000	40,210	32,790	
内 訳				
環境整備費	50,000	17,210	32,790	親子奉仕作業飲み物、作業用品等
研究集会費	23,000	23,000	0	人権DVD、講師謝礼等
合 計	466,000	381,204	84,796	

(3)負担金、慶弔費、特別会計費、予備費

(単位:円)

項 目	予算額	決算額	増減	備 考
負 担 金	35,000	29,230	5,770	市P連負担金、ユネスコ等
慶 弔 費	30,000	12,073	17,927	退任役員記念品代等
特別会計費	50,000	50,000	0	学校創立周年事業積立
予 備 費	333,524	0	333,524	
委 託 金	0	45,000	-45,000	R5市より(PTA子育てセミナー R6なし)
合 計	448,524	136,303	312,221	

令和6年度

PTA役員一覧

本部役員

役 職	氏 名
会 長	須田 麻美
副会長	定方孝太郎
	池田 舞
書 記	田野 寿彦
会 計	境野 一美
会計監査	鈴木茉莉子
顧問・補導員	小沼 俊吉

学年委員

学年	氏 名	担当	児童名
1年	小林 恵	広報	桜花
	片桐 真理子	総合	珠愛
	沢口 絵里奈	総合	茉桜
2年	高柳 佐和子	広報	愛楓
	関口 愛	総合	心菜
3年	栗原 恭子	広報	和花
	井上 絵美	総合	智菜美
	松本 望美	総合	大楽
4年	松島 裕子	広報	蒼翔
	津久井 愛	総合	侑愛
	平賀 友美	総合	優和
5年	周藤 さやか	広報	芽愛
	吉澤 美香	総合	柚奈
	谷口 美喜	総合	怜奈
6年	目崎 涼子	広報	陽向
	小島 麻衣子	総合	遥斗
	関根 まゆみ	総合	心美

地区役員

地 区	氏 名	担当	児童名
上町・上新田	手島 知穂	資源回収	煌晟(6-1)
今 井	中村 美希		菜那(6-1)
	中島 澄子		来望(6-1)
新 町	中里 まゆみ		優花(6-1) 彩花(3-2) 悠花(3-1)
大 門	片平 彩乃		結衣(2-1)
南 八	笠原 由季		大虎(5-1)
	小林 奈保子		美夢(5-1)
下町・下原	清水 広美		菜沙(4-1)
下新田	小幡 陽子		歩夢(4-1)
出塚新田	澤岸 祐佳		結都(3-2)
出塚本村・徳川	村岡 里子		幸太郎(3-1)、寿々子(2-1)
小 角 田	橋本 有紀		将生(6-1)

世良田小学校 P T A 会則

第 1 章 名称及び事務所

第 1 条 この会は世良田小学校 P T A と称し、事務所を世良田小学校内におく。

第 2 章 目的及び活動

第 2 条 この会は、家庭と学校の連携を緊密にし、児童の福祉の増進を期することともに、会員相互の教養を高め、その資質の向上を図ることを目的とする。

第 3 条 この会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 家庭と学校との緊密な連携に努め、児童の心身の健全な発達を図る。
- (2) 学校の教育的環境の整備並びに教育的活動の推進に努める。
- (3) 学校及び地域の生活環境の向上を図り、安全指導の推進に努める。
- (4) 会員相互の教養を高め、親睦を深めるために、各種研修及び諸活動を行う。
- (5) その他この会の目的を達成するために必要な教育を行う。

第 3 章 運営方針

第 4 条 この会は教育を本旨とする民主的な団体として、次の方針に従って活動する。

- (1) この会は、児童の教育並びに福祉のために活動する。
- (2) この会の目的達成のために、他の関係団体及び機関と連携する。
- (3) この会は、特定の政党や宗教に偏ることなく、営利を目的とするような行為は行わない。
- (4) この会またはこの会の名で、公私の選挙活動に関係しない。
- (5) この会は、学校の人事、その他管理に干渉しない。

第 4 章 会 員

第 5 条 この会の会員となることのできるものは、次の通りとする。

- (1) 世良田小学校に在籍する児童の保護者。
- (2) 世良田小学校に勤務する教職員。
- (3) この会に賛同する者。

第 6 条 この会の会員は、会費を納めるものとする。会費は年 3、000 円とする。

第 7 条 会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第 5 章 経 理

第 8 条 この会の活動に要する経費は、会費及びその他の収入によって支弁される。

第 9 条 この会の経理は、総会において決議された予算に基づいて行われる。なお、運営委員会の承認を得て、補正予算をたてることができる。

第 10 条 この会の決算は会計監査を経て、総会で承認を得なければならない。

第 11 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、3 月 31 日に終わる。

第 12 条 この会の慶弔については、別に定める。

第 6 章 役 員

第 13 条 この会に次の役員を置き、本部役員会を組織する。

会長 1 副会長 1～3 程度 (P1～2 程度, T1) 書記 1～2 程度 (P1 程度, T1)
会計 2 (P1, T1)

第 14 条 役員は総会において選出され、任期は 1 年とする。ただし、再選は妨げない。

第 15 条 この会に顧問を置く。顧問は会長が委嘱し、これを総会に報告する。顧問はこの会に参画し、会長の諮問に答え、また、意見を述べることができる。

第 16 条 会長は、次の職務を行う。

- (1) この会を代表し、会務を統括する。

- (2) 総会、総委員会及び運営委員会を招集するとともに、各種委員会に出席し、意見を述べるができる。

第17条 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

第18条 書記は、次の職務を行う。

- (1) この会の活動や運営に関する事項を記録する。
(2) その他必要な事務を行う。

第19条 会計は、次の職務を行う。

- (1) この会の、一切の会計事務を処理する。
(2) その他必要な事務を行う。

第 7 章 会 計 監 査

第20条 この会の会計監査のため、監査委員を置く。

- (1) 会計監査委員の人数は2名とし、総会において選出する。
(2) 会計監査委員は会計収支の適正を図り、必要に応じて会計監査を行う。また、総会において会計監査報告を行う。
(3) 会計監査委員の任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。

第 8 章 総 会

第21条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。

第22条 総会は定期総会と臨時総会とする。

- (1) 定期総会は通常年度のはじめに開く。
(2) 臨時総会は運営委員が必要と認めたとき、また、会員の3分の1以上の要求があったとき開く。

第23条 総会は、全会員の3分の1以上で成立する。なお、委任状は出席数に加える。

第24条 総会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

第 9 章 委 員 会

第25条 この会の事業を遂行するために、次の会を置く。

- 1, 本部役員会 2, 総委員会 3, 運営委員会
4, 学年委員会 5, 地区委員会 6, 専門委員会

第26条 本部役員会は総会の議決に基づき、この会の運営に必要な事業を執行する。

第27条 総委員会は総会にかわる議決機関で役員、地区委員、学年委員で構成する。

第28条 総委員会は会長が必要と認めたとき、又は構成委員の3分の1以上の要求があったときに開くことができ、2分の1以上の出席（委任状を含む）で成立する。なお、議事は出席者の過半数をもって決する。

第29条 運営委員会は役員会及び総会、総委員会の権限以外の事務を処理し、専門委員会の連絡調整を図り、役員及び学年委員長、専門委員会委員長で構成する。

第30条 運営委員会は会長が必要と認めたとき、又は構成委員の3分の1以上の要求があったときに開くことができ、2分の1以上の出席（委任状を含む）で成立する。なお、議事は出席者の過半数をもって決する。

第31条 学年委員会は学年、学級の諸行事や教室環境の整備等に協力し、学年ごとに選出された3名の学年委員及び学年の教職員で構成する。ただし、学年の児童数が24名以下の場合は学年委員を2名とする。なお、学年委員会ごとに委員長及び副委員長を各1名選出する。

第32条 地区委員会は会員相互の親睦を図り、地区の諸活動に必要な事務を行う。また、地区の会員より会費を徴収し、本部の会計に納入する。

第33条 地区委員会は地区ごとに選出された地区委員で構成する。

第34条 専門委員会は学級委員、地区委員及び教職員で構成し、各委員会の事業について企画し、実施する。なお、専門委員会についての必要な事項は、細則定める。

第 1 0 章 細 則

第35条 この会の運営に必要な細則は、この会則の趣旨に反しない限りにおいて、総委員会の議決を経て定める。

第36条 総委員会は細則を制定または改廃した場合、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第 1 1 章 改 正

第37条 この会則は総会において、出席者の3分の2以上の承認が得られれば、制定または改正することができる。

第38条 この会則は、昭和56年4月30日より実施する。

付則 平成19年4月20日 改正実施

平成22年4月23日 一部改正実施

平成22年8月28日 一部改正実施

令和2年4月24日 一部改正実施

令和3年4月23日 一部改正実施

世良田小学校 P T A 運営細則

この運営細則は、会則第35条によって定める。

第 1 章 役員及び会計監査委員の選出

第1条 役員及び会計監査員の選出は、推薦委員会によって下記の通り行われる。

(1) 推薦委員会は、本部役員、顧問、各学年委員長で構成する。

(2) 推薦委員会は会員より選出された候補者を役員候補者として選出する。

(3) 推薦委員会は、会員の中から会計監査委員候補者を選出する。

(4) 推薦委員会の委員長は、推薦委員より互選により選出する。

第2条 会長に欠損を生じた場合は、副会長が昇任する。任期は残任期間とする。

第3条 会長以外の役員に欠損を生じた場合は、運営委員会でこれを補充する。任期は残任期間とする。

第 2 章 担当部会

第4条 担当部会として広報部、総合部、資源回収部を置く。

第5条 各担当部会は、学校行事への助成、児童の健全育成を推進する。

第 3 章 改 正

第10条 この細則の制定または改正は、総委員会の議決を経なければならない。

第11条 この細則は、昭和56年4月30日より実施する。

付則 平成9年4月17日 改正実施

平成22年8月28日 一部改正実施

令和6年4月19日 一部改正実施

P T A 慶弔規定

第 1 条 本規定は、本校 P T A 会員相互の弔意および見舞いに関する事項について適用する。

第 2 条 本会員の適用者は、次の通りとする。
会員（学校職員を含む）、児童、顧問、会計監査

第 3 条 弔慰および見舞いは次の規定による。

1、弔事の場合

- (1) 会員並びに児童が死亡した場合は、生花と香典 3,000 円を贈り、代表が会葬する。
- (2) 顧問並びに会計監査が死亡した場合は、香典 3,000 円を贈り代表が会葬する。

2、疾病の場合

会員が本会の活動中に負傷し、1 週間以上入院、もしくは家庭療養の場合は、見舞金 3,000 円を贈る。

第 4 条 本部役員が退任した場合には、記念品を贈り、その労をねぎらう。

第 5 条 職員に転退職があった場合は、記念品を贈り、送別の意を表す。

第 6 条 特別の事情が生じた場合は、その都度本部役員会で協議の上、決定する。

第 7 条 本規定による支出の財源は、P T A 会計とする。

第 8 条 本規定の改訂は、総会の議決の決定を経て行うことができる。

付 則

- ・ 本規定は、平成元年 4 月 1 日から実施する。
- ・ 本規定は、平成 9 年 4 月 1 日（一部改正）から実施する。
- ・ 本規定は、平成 24 年 4 月 20 日（一部改正）から実施する。
- ・ 本規定は、令和 3 年 4 月 23 日（一部改正）から実施する。

令和 6 年度世良田小学校防犯パトロール実施マニュアル

名 称	世良田小学校 P T A パトロール隊
目 的	1. 子どもの安全を確保すること 2. 犯罪・事故の発生を未然に防止すること 3. 地域の犯罪抑止機能を向上させること
責 任 者	世良田小 P T A 会長
副責任者	世良田小 P T A 副会長
従 事 者	世良田小 P T A 会員
実 施 日	・ 学校のある月・水・木曜日 ・ 当番表については、各学期の終わりに全 P T A 会員に配布する。
実施時間	1 5 時 2 0 分集合・出発
区 域	世良田小学校区内
実施者	前年度の続きから名簿順で行う。 (年度をまたぐ場合は、その続きからとします) 急遽、参加できない場合は、学校へ連絡してください。

電話 5 2 - 1 0 0 4

実施方法

1. 学校が作成した当番表の日時に世良田小正面玄関へ来る。
2. 正面玄関内に置いてある車用ステッカー、パトロールファイル、コース経路図を持って車に乗る。
3. 自家用車にて、世良田小学校区内をパトロールする。
コース経路図がありますが、全コースでなくても結構です。
安全を優先してください。
4. 車用ステッカーは、ドアに貼付する。
5. パトロール中に不審者及び危険を発見した場合は、安全な場所へ停車し、110番、及び学校に連絡する。また、クラクションを鳴らすなどして周囲に危険を知らせる。
不審車両の場合は、パトロールファイルの日誌にナンバーを控えておく。
6. 子ども等に危険な様子を感じたら、声掛けをし、安全に導く。
※一人ですので、5・6については無理をしないでください。
7. パトロール終了後は学校に戻り、車用ステッカー等を返却し、日誌を記入して終了。

注意事項

1. 危険なことはしないでください。不審者等を発見しても、追跡したりせずに警察等に連絡するようにしてください。迷ったときは、学校へ連絡をください。
2. パトロール者自身が交通事故等に遭わないよう十分注意してください。
3. 制限速度等の交通規則を必ず遵守してください。

その他

1. パトロール経路は、あくまでも参考ですので、パトロール中の経路については、臨機応変に対処してください。できるだけ学区内を回るようにしてください。
2. パトロール中に自身のお子さんを同乗させても結構です。
3. 天候等により、やむを得ずパトロールを中止する場合は、学校より連絡します。
4. パトロール中の事故については、当面、PTA安全互助会の見舞金が適用されます。
5. 交通違反の罰金及び事故の保障については、ご自身での対応をお願いいたします。